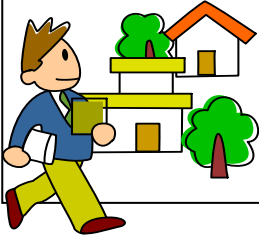


まちなみ

～人と環境に優しいまちづくりを目指して～



選挙特別号 平成16年2月27日

編集・発行 羽村市建設部区画整理課

羽村駅西口土地区画整理審議会委員の選挙を 執 行 し ま す

羽村駅西口土地区画整理審議会委員選挙につきましては、1月16日～1月29日に選挙人名簿の縦覧を行い、2月13日の選挙人名簿の確定を経て、宅地所有者委員の数を7名、借地権者委員の数を1名に決定しました。

また、2月14日～2月23日まで立候補の受付を行い、宅地所有者からは10名、借地権者からは2名の方々が立候補されました。

この結果、候補者数がそれぞれの委員の定数を上回りましたので、審議会委員の選挙を執行することになります。

なお、投票及び開票は3月7日（日）です。

投票及び開票の時間が変更になります

3月7日（日）の投票時間につきましては、「まちなみ6号」で午前9時から午後4時までとお知らせいたしましたが、下記のとおり変更いたします。

変更前	変更後
午前9時～午後4時	午前7時～午後8時

また、投票時間の変更に伴って、開票は、午後8時30分からに変更となります。

なお、投・開票所は、羽村東小学校多目的教室です。

立候補された方々

審議会委員選挙に立候補された方々は、次のとおりです。

1 宅地所有者の部（定数 7名）

候補者数10名（立候補届出順）

	住 所	氏 名
①		小 宮 國 暉
②		島 田 清四郎
③		瀧 島 愛 夫
④		小田和 邦 明
⑤		吉 永 功
⑥		神屋敷 和 子
⑦		中 野 恒 雄
⑧		望 月 健 司
⑨		島 谷 晴 朗
⑩		小 山 豊

2 借地権者の部（定数 1名）

候補者数2名（立候補届出順）

	住 所	氏 名
①		株式会社 中根総合建築事務所
②		小 倉 弘 之

投票にあたっての注意事項

投票の際に必要なもの及び注意事項は次のとおりです。

権利の種類	投票時に必要なもの	注意事項
1人で土地を所有または借地している方	同封されている 「選挙執行通知書」	
2人以上で土地を所有または借地している方	同封されている 「選挙執行通知書」 代表者選任届を提出されていない方には、「執行通知書」が同封されていませんが、投票日当日までに右記の手続きをしていただければ、交付します	投票をするためには、代表者選任届の提出が必要です。 なお、投票日当日までに代表者選任届を提出すれば、投票することができます。 【代表者選任届の提出先】 ①投票日前日まで 区画整理課または西口個別説明事務所 ②投票日当日 投票所受付 ※代表者選任届には、所有者全員の署名、実印、印鑑証明書が必要です。
法人の方	同封されている 「選挙執行通知書」 及び 「投票者指定証明書」	

その他

- ・選挙執行通知書が2通以上送付されている場合があります

種類の異なる権利をお持ちの方は、選挙執行通知書が2通以上送付されています。

この場合は、2票以上投票することができます。

土地区画整理審議会委員の役割

今回、選挙によって選出される土地区画整理審議会委員は、事業を適正に執行するための換地設計基準や土地評価基準等を審議する大変重要な役割を持っています。

主な審議事項については次のとおりです。

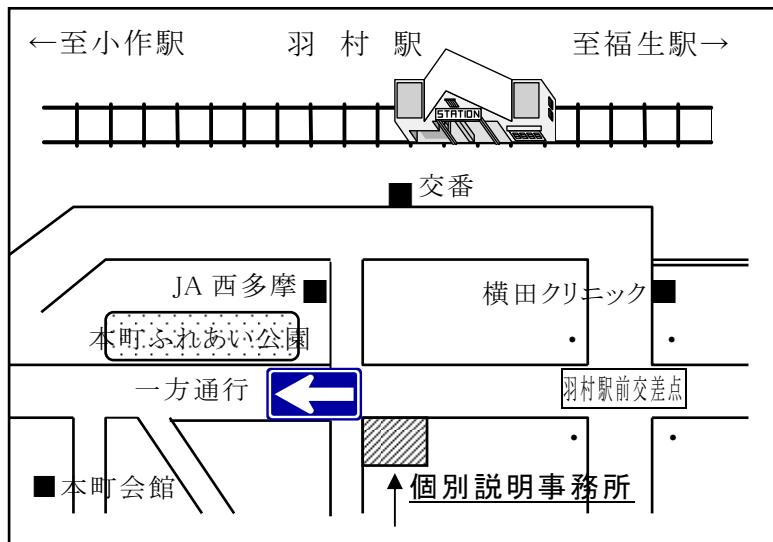
・「同意」を必要とする事項（同意事項）

- ① 評価員を選任しようとする場合
- ② 学校や道路などについて、換地計画において特別の定めをする場合
- ③ 保留地を決定する場合
- ④ 宅地地積の適正な地積を定める場合

・「意見」を必要とする場合（諮問事項）

- ① 換地計画を作成しようとする場合
- ② 換地計画を変更しようとする場合
- ③ 換地計画の縦覧により意見書の提出のあった場合の内容審査
- ④ 仮換地を指定しようとする場合

羽村駅西口個別説明事務所案内図



お問い合わせ

○羽村市建設部区画整理課

羽村市緑ヶ丘5-2-1

TEL(042)555-1111 (内線289)

○羽村駅西口個別説明事務所

【開所日】毎週月曜日～金曜日及び
毎月第1・3・5土曜日

【開所時間】

①月・水・金・土曜日

午前9時～午後5時

②火・木曜日 午前9時～午後8時

【住所】羽村市羽東1-14-1

TEL(042)554-9026